

# 委員長報告

## 企画財政 委員長報告



副委員長 千葉達也

### [目次]

	頁
<b>常任委員会</b>	
企画財政	100
総務県民生活	101
環境農林	102
福祉保健医療	103
産業労働企業	106
県土都市整備	108
文教	108
警察危機管理防災	109
<b>特別委員会</b>	
自然再生・循環社会対策	111
地方創生・行財政改革	111
公社事業対策	112
少子・高齢福祉社会対策	113
経済・雇用対策	113
危機管理・大規模災害対策	114
人材育成・文化・スポーツ振興	114
新型コロナウイルス感染症対策	115

#### 〈急施議案〉

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第102号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「飲食店等に対する営業時間短縮要請協力金の支給に関する歳入について、11期は10期と比べて申請数が減少するのではないかと感じているが、歳入確保の観点から、今回の12期について、どのような傾向があると判断して予算計上しているのか」との質疑に対し、「まだ11期の期間が全て終わっておらず、5期までの処理が終わったところであり、全県で約2万6千店舗から協力金の申請があったことから、これをベースに予算を積算している。また、まん延防止等重点措置区域が2市となったことを反映し、更に、国の補助金をしっかり確保するために、あらかじめ見込額を国に示した上で、最終的に予算が不足することのないよう積算している」との答弁がありました。

続いて、討論に入りましたところ、本議案に反対の立場から、「周知期間が短いので反対する」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



## 委員長 細田善則

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第88号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「国が次の補正予算を計上するに当たっては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使い果たしていることが条件ではないかと聞いているが、近隣都県と連携して、事業者支援分だけでなく地方単独事業分についても、既に不足している状況を国に対して訴えていくべきではないか」との質疑に対し、「一都三県知事の連名で本年6月11日に行った要望において、事業者支援分2,000億円の早期交付を国に要望しているほか、『地方単独事業分についても不足しており、今後、実効性のある対策を講じることが困難になりかねない』としている。御指摘のとおり、国へ要望しつつ対策を講じていきたい」との答弁がありました。

また、「地域公共交通安心運行支援事業費について、事業者は既に感染予防対策を講じていると思うが、既に実施している部分にも支援金は給付されるのか」との質疑に対し、「感染防止対策への支援という観点から、対策を適切に講じていただくことが大事な点であるので、既に実施している場合も含めて給付の対象としたいと考えている。具体的には、本年4月以降の対策を対象にしたいと考えている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「県内における地価の動向について」質問が行われました。

その中で、「新型コロナウイルス感染症の影響に

より、住宅系や商業系など地価公示価格が下落する状況にあつて、市町村において固定資産税はどれくらいの減収となるのか」との質問に対し、「市町村の令和3年度当初予算ベースでは、前年度比で約2.2%、約104億円の減収を見込んでいる。正確な内訳を把握することは困難であるが、この中には国の経済対策による固定資産税の軽減措置に伴う減収分も含まれている。この減収分約71億円については国の特別交付金で全額措置される予定である」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、「鉄道延伸『あと数マイルプロジェクト』の取組状況について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 総務県民生活 委員長報告



### 委員長 横川雅也

総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案3件及び請願2件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、総務部関係では、第89号議案について、「再生可能エネルギーなどの比較的小規模で地域内に分散しているエネルギーをとりまとめて供給する特定卸供給事業について、本県への参入見込みはどの程度か」との質疑に対し、「この事業については令和4年度からの導入に向け、国の審議会において詳細な制度設計を行っている状況である。このため、国からは、現時点で本県を含め全国的に参入見込みを立てるのは難しいと聞いている。また、年内をめどに事業の要件を省令で定めると聞いており、その審議状況を注視していく」との答弁がありました。

次に、県民生活部関係では、第90号議案について、「この時期に条例改正を行うこととなった背景は何か。また、電磁的記録の対応が可能になることの効

果はどのようなものか」との質疑に対し、「令和2年7月に閣議決定された規制改革実施計画が契機となり、事務負担軽減を図る趣旨で省令が改正されたことが背景にある。また、これまで、電磁的記録と紙により取り扱っていたが、本改正により電磁的記録による対応が可能となるため、ペーパーレスによる事務の効率化が図られる」との答弁がありました。

このほか、第99号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案3件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第1号につきましては、請願者140名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところであります。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場から、「オリンピック・パラリンピックの開催に関しては、IOC、IPC、東京都、オリンピック・パラリンピック組織委員会、国の五者に権限がある。感染状況によっては無観客もあり得ることが示されているとおりに、あらゆる感染症対策を講じることが前提である。また、オリンピックを目指して準備してきたアスリートの挑戦の場を完全に奪ってしまうのはいかがなものか」等の意見が出されました。

次に、趣旨採択すべきとの立場から「本県は競技会場を擁しており、感染対策に全力を尽くした準備を進めなければならない立場である。一方、中止、延期を求める声小さくない事実は重く受け止めるべきである」との意見が出されました。

さらに、採択すべきとの立場から「各世論調査においてオリンピックの中止や再延期を求める声が増えているなど、請願者が指摘している状況が具体的に広がっている。今やるべきことは感染対策のために力を注ぐことである」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、議請第3号につきましては、趣旨採択すべきとの立場から「選択的夫婦別姓を求める願意は賛同できる内容であり、法制化の是非は国会で大いに議論されるべきであるが、本請願は制度の『導入』

が前提となっていることから、導入に否定的な意見や慎重論も考慮すべきと考える」との意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から「国会審議の必要性は請願理由にあるとおりが、先日の最高裁判所の判決でも『この種の制度の在り方は国会で議論し、判断すべき事柄だ』としていることから、本請願は妥当である」等の意見が出され、採決いたしましたところ、賛成多数をもって採択とすべきものと決した次第であります。

このほか、当面する行政課題として、県民生活部から「指定管理者に係る令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書について」、「屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の検討状況について」並びに「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 環境農林 委員長報告



委員長 吉良英敏

環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件及び請願1件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第88号議案について、「現在、新型コロナウイルス感染症の影響で米が余り、米価が下落している中で、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業は、このような影響を受けている農家にどのような効果をもたらすのか」との質疑に対し、「本事業は、地元の生産者と実需者との連携を事業要件として計画している。これにより、農家は実需者へ安定した価格で出荷することができ、経営の安定につながる」との答弁がありました。

また、「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業



において、コンソーシアムの構成員に、なぜ、県内の生産者が含まれていないのか。また、今後は、県内の生産者も加えるべきではないか」との質疑に対し、「当該コンソーシアムの構成員は、平成29年から台湾への牛肉輸出に取り組んでおり、この既存の輸出体制が本事業の要件に合致していたためである。既に輸出に取り組む県内の生産者もいたが、出荷ルートを変えるには様々な調整が必要となるため、その時点での参加が難しかった。今後は、県内の生産者に輸出に取り組む意向を調査するとともに、当該コンソーシアムへの参加も呼び掛けていく」との答弁がありました。

また、「本事業における県の役割について、補助金の申請業務や事業計画策定の支援が全てではない。輸出に取り組みたい県内の生産者をつなぐなど、より積極的な関わりが求められると思うがどうか」との質疑に対し、「生産者が食肉の輸出に取り組むに当たり、既に輸出に取り組んでいる食肉処理施設や輸出事業者との連携が必要となる。本事業を通じて、県がこれらの事業者と関係を築くことで、輸出を希望する県内生産者とマッチングを行うことが可能となり、県産牛肉の販路拡大、県内畜産農家の経営安定につなげることができる」との答弁がありました。

このほか、第95号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第2号につきましては趣旨採択とすべきとの立場から、「請願事項に、『原発に依存しない社会をつくる観点から、次期エネルギー基本計画を改定』とあるが、国のエネルギー政策を考える上で最も重要な観点は電力の安定供給であり、それを実現するためのエネルギーミックスを図ることである。しかしながら、本請願にはその観点が欠如している。現時点において再生可能エネルギーは安定供給面、コスト面で様々な課題が存在し、その割合を高めるだけでは、将来的な電力の安定供給に不安が残る。一方で、令和3年6月18日に策定された『2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略』におい

て、2050年には発電量の約50%から60%を再生可能エネルギーで賄うことを、議論に当たっての参考値とするなど、再生可能エネルギーの重要性は高いことから、本請願の願意を考慮して趣旨採択すべきと考える」との意見が出されました。

また、同じく趣旨採択すべきとの立場から、「再生可能エネルギーを推進すべきとの立場である。また、今後のエネルギー基本計画の策定に当たっては、専門家や経済団体だけでなく、例えば環境団体や若者等が参加した幅広い議論が必要と考えているため、請願者の願意に大いに賛同する。一方で、本請願の記載の中には、抽象的又は賛同し難い文脈もあるため、趣旨採択とすべきと考える」等の意見が出され、採決いたしましたところ、総員をもって趣旨採択すべきものと決した次第であります。

次に、当面する行政課題として、環境部及び農林部から、それぞれ「指定管理者に係る令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 福祉保健医療 委員長報告



委員長 岡田 静佳

### 〈急施議案〉

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第102号議案のうち福祉部関係及び保健医療部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、「緊急小口資金等の特例貸付が利用できない世帯への支援について、具体的にどのような方々が対象となるのか」との質疑に対し、「緊急小口資金等の特例貸付の再貸付が終わり、これ以上、特例貸付を利用できない世帯が対象となる。収入や資産の要件等があり、収入については、

市町村民税の均等割が非課税となる収入額の12分の1に、生活保護法における住宅扶助基準額を加えた額が月額収入の上限となる。資産については、収入額の6か月分までは保有できる。このほか、ハローワークに登録し、求職活動等を行っていることなどが支給条件となっている」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、「一刻も早くワクチン接種を完了するために、県の集団接種会場を設置するとのことであるが、急施議案として提出されているので、8月よりも前に設置できないのか」との質疑に対し、「今回予定している会場は、7月中に複数の予約が入っており、借り上げるのが難しかった。また、市町村で配布する接種券の準備に時間を要することから、早めにスケジュールを示す必要があった。さらに、今回は民間事業者に依頼して医療スタッフ等を確保するが、確実に確保するには1か月以上の期間を要することなどから、急施議案とした。1日も早く県民の皆さんにワクチンを接種していただく必要があると考えているので、可能な限り努力していく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 岡田 静佳

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第88号議案について、「生活困窮者の支援を強化するために相談支援員を増員するとのことだ

が、具体的にどのような相談を行っているのか」との質疑に対し、「自立相談の窓口では、生活の困窮や失業など、生きていく上でこれからどうしたらよいかとの観点から相談に来る方が多い。支援に当たっては、相談内容をよく聞き取った上で、本人の希望を踏まえた支援プランを作成し、寄り添った支援をしている」との答弁がありました。

また、「PCR検査機関の選定に当たっては、県に登録している検査機関に限定しなければならないルールがあるのか。また、現在契約している企業との契約単価は9,900円であるが、見積書は何社から徴取したのか」との質疑に対し、「県内の登録検査機関に限定しなければならない理由はない。また、見積書については、現在の契約が、この業者以外委託先がない特殊な契約であったために、県の財務規則により、1者からしか徴取していない」との答弁がありました。

さらに、「県がPCR検査を委託している業者は、本県での誤判定が発覚した以降に、他県で誤判定が発生している。それにもかかわらず、契約を続けている理由は何か。また、今後のPCR検査機関の選定に当たっては、再考するべきと考えるが、どうか」との質疑に対し、「偽陽性の誤判定が13件あったことは事実であるが、県ではミスの原因を追究し、改善策を示させている。また、業者は速やかにそのことを報告し該当施設への謝罪や再発防止策などの事後処理を行っている。検査を中止するとデメリットが大きいため、一定の改善を確認した上で、契約を継続しているものである。また、今後の選定に当たっては、現在の委託会社を前提とすることなく、適切な業者を選定していきたい」との答弁がありました。

このほか、第92号議案についても活発な論議がなされ、第91号議案、第93号議案及び第94号議案については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案5件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、第88号議案に対し、附帯決議として、「高齢者・障害者入所施設及び通所施設の職員を対象と

したPCR検査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための手段の一つであるが、現在、高齢者や障害者、エッセンシャルワーカー等へのワクチンの接種が進められている。事業の執行に当たっては、契約や検査方法を見直した上でワクチン接種の進捗状況や事業効果を見極め、最小限の費用で最大の効果を上げられるように予算の節減に努めること。節減により得られた財源は、他の有効な新型コロナウイルス感染症対策に活用するよう検討すること」との提案がありました。

質疑の後、討論に入りましたところ、附帯決議案に反対の立場から、「障害者施設ではワクチン接種の見通しも不明な中、現場の職員や利用者の感染が命に直結することになる。検査実施施設も100%ではなく、むしろ検査の拡充が必要である。また、高齢者・障害者入所施設及び通所施設の職員に対するPCR検査は、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき行われるものであり、節減によって生じた財源をほかに振り分けることは困難と解する。さらに、ここで契約の見直しを行った場合、本年7月に検査が実施できないことも想定される。加えて、ワクチンは重症化予防や発症を抑える効果があるとされているものの、ワクチン接種後のクラスター発生事例もあることから、PCR検査はむしろ拡充の必要性があると考えため、反対である」との意見がありました。

次に、附帯決議案に賛成の立場から、「最小限の費用で最大の効果を上げられるように予算の節減に努めることは極めて重要なことであることから、かかる趣旨に基づき、予算執行することを求める」との意見が出され、採決いたしましたところ、多数をもって附帯決議を付すことに決した次第であります。

次に、当面する行政課題として、予算特別委員会の附帯決議に関連して、福祉部から「『特別養護老人ホーム等の整備・改修』及び『特別養護老人ホームの空床の解消』に向けた取組について」及び、保健医療部から「埼玉県コバトン健康マイレージ事業について」の報告がありました。

まず、「『特別養護老人ホーム等の整備・改修』及び『特別養護老人ホームの空床の解消』に向けた取組について、第8期高齢者支援計画から個室化・ユニット化の文言を削除した理由は何か」との質問に

対し、「昨年度の予算特別委員会の中で低所得者対策として従来型整備が必要であるとの意見があり、県としても従来型の整備は必要という趣旨には同感であるので、誤解を招く恐れがないよう、今回文言を削除した」との答弁がありました。

これらの質問の後、委員から「第8期高齢者支援計画の中から個室化・ユニット化の文言を削除したことは理解した。現状と県民ニーズを把握し、早期の空床解消に努めていただきたい」旨の発言がありました。

次に、「埼玉県コバトン健康マイレージ事業について、この事業の目的を健康寿命の延伸と医療費抑制の実現としているが、令和元年度に実施した効果検証の結果では、当該事業への参加群の医療費の増加額が不参加群よりも大きかったことから、県民の健康の増進や医療費の抑制には、つながらないのではと考えるがどうか」との質問に対し、「令和3年度までの5年間の中でどのような結果が出るのか、効果検証を行っていききたい。また、医療費の効果検証についてはいろいろな方法があると思う。なぜ、不参加の方の医療費が少なくなったのか、今後できる限り分析していききたい」との答弁がありました。

また、「抜本的な見直しを含めた在り方の検討を行う必要があるのではないか」との質問に対し、「今年度行うマイレージ参加者や参加団体へのアンケート調査でも検証していく必要があると考えている。事業効果や在り方について、しっかりと検討していく」との答弁がありました。

これらの質問の後、委員から「今後の取組の方向性は確認できた。事業に当たっては、具体的な目標値を定める必要があると考える。費用対効果を含めた検証結果を年度内に報告していただきたい」旨の発言がありました。

次に、所管事務の調査として、「新型コロナウイルスワクチンの供給体制について」質問が行われました。

その中で、「県の役割として国と交渉し、ワクチン供給の確約を取り付けるべきだと考えるが、どのように取り組んでいくのか」との質問に対し、「国に対しては、これまでもワクチン供給の働き掛けを行っている。また、知事会を通じてワクチンの確保と分配スケジュール及び分配量を明確化するよう



要請している。県としては、市町村が安心してワクチン接種を進められるよう、あらゆるチャンネルを使ってワクチン供給の確約を国に迫っていきたい」との答弁がありました。

このほか、当面する行政課題として、福祉部及び保健医療部からそれぞれ、「指定管理者に係る令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書について」、福祉部から「指定管理者に係る令和3年度事業計画書について」、「地域包括ケアシステムの構築について」及び「第8期高齢者支援計画について」の報告があり種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 産業労働企業 委員長報告

副委員長 松井 弘



### 〈急施議案〉

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第102号議案のうち産業労働部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「感染防止対策協力金の彩の国『新しい生活様式』安心宣言プラスの認証が必要なエリアがこれまでの15市町から県内全域に拡大される。6月21日から7月11日までが対象期間となるが、期間中に申請する全ての飲食店を認証することはできるのか。また、市町村はワクチン接種業務で忙しくなるが、認証作業の体制をどのようにするのか」との質疑に対し、「本日中に予約枠の拡大を行い、7月11日までに認証できるよう見回りの体制を構築し、取り組んでいく。また、認証作業は現在、県と市町村、商工団体と委託業者で行っているが、今後は県職員を中心に体制を拡大して、取り組んでいきたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について

採決いたしましたところ、総員をもって、原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 永瀬 秀樹

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第88号議案のうち産業労働部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「酒類販売事業者への支援について、国の月次支援金は前年又は前々年と比べて50%以上の売上減を対象としている。今回の補正予算案では、県が売上減少率を更に30%まで広げて支援することだが、なぜ、そのような設定にしたのか」との質疑に対し、「小売酒販組合連合会のアンケート調査によると、4月の売上高を新型コロナウイルス感染拡大前と比べると国の月次支援金の対象である50%以上減少している事業者は、全体の27%であるが、売上減少率を30%まで広げると事業者全体の65%になり、より多くの事業者を支援できることになる。また、小売酒販組合連合会等から要望があり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る国の通知においても要請があったためである」との答弁がありました。

また、「外出自粛等による影響を受けている事業者への支援が、酒類販売事業者等への支援よりも金額が低いが、どのような考え方によるものか」との質疑に対し、「飲食店に対しては酒類の提供自粛という、より強い要請をした。外出自粛の方が酒類の提供自粛よりも影響が小さいこと、さらに他県の状況も踏まえて金額を設定した」との答弁がありました。

また、「県公式観光サイト『ちょこたび埼玉』を

活用した県産品製造事業者への支援は、送料無料やキャンペーン割引という形でコロナ禍により影響を受けた事業者を支援するものである。しかし、料金を下げること、品目によってはブランドイメージを下げることにつながりかねず、キャンペーン以降の売上にも影響し、事業の趣旨でもあるコロナ収束後の誘客につながらなくなる懸念もあるがどうか」との質疑に対し、「製造事業者からは、値引きをしないで売りたい、値引きせず送料だけ支援してほしい、値引きをすることで、ほかの取引先との関係の悪化が心配であるというように、事業者によって求めるものが違う。そうした事業者のニーズに沿った柔軟な対応を行い、多くの県産品をサイトに掲載し販売を支援していきたい」との答弁がありました。

また、『「ちょこたび埼玉」は県ホームページの掲載場所が見つけにくいなど、使い勝手が悪い。サイト自体も改善しなければ、県産品製造事業者への支援が実にならないと考えるがどうか」との質疑に対し、「見つけにくいページであることは認識しており、本年7月にサイトを更新する予定である」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、当面する行政課題として、まず、予算特別委員会の附帯決議に関連して、産業労働部から「先端産業支援について」及び「農業大学校跡地周辺地域整備の進め方について」の報告がありました。

この中で、「先端産業支援について、県内中小企業の主体性を重視した開発に見直すとのことだが、今までのやり方を変えることで、県内の大企業や県外企業は補助対象から外れ、中小企業との連携や、共同開発が実施しづらくなるのが懸念されるのではないか」との質問に対し、「先端的な技術や製品の開発には、時間や費用がかかり、体制が脆弱な中小企業にとっては先端製品の開発のハードルは高く、中小企業が開発に挑戦するとき、大企業と連携した共同開発は重要な手法の一つである。そのため、補助金の申請主体を県内中小企業等としたものの、大企業や県外企業等と共同開発体を作り、補助金を申請することは可能にしている」との答弁がありました。

また、「農業大学校跡地周辺地域整備の進め方について、3年間進展がなかった用地取得を、なぜ急に進めることが可能になったのか。課題解決に向けた明確な説明をお願いしたい」との質問に対し、「令和2年度に専門的な知見を有する埼玉県土地開発公社に用地交渉業務を委託し、さらには、個別の事業説明会を実施するなど、事業の内容を丁寧に説明することにより、地権者全員から事業への理解が得られた。令和3年2月にはエリア全体について業務委託を行っており、今後は早急に用地交渉を進めていきたい」との答弁がありました。

これらの質問の後、委員から、「先端産業創造プロジェクトについて、これまでの支援の方向性を見直し、デジタル技術を活用した開発支援や国と連携した効率的な開発支援を行っていくことや、県内中小企業を中心とした支援に努めていくことを確認できた。支援策について再考がなされている」、また、「農業大学校跡地周辺整備の進め方については、有識者会議を実施し、意見や提言を踏まえ、ロボット実証実験の具体的な基本計画の早期立案と他部局との横断的な体制で用地取得に取り組んでいることなどが確認できた。事業の早期整備と整備地区の有効活用に向けての早急な取組がなされている」旨の発言がありました。

また、「引き続き附帯決議に十分留意しながら事業を執行してほしいが、意気込みを伺う」との質問に対し、「事業の進め方については、社会情勢や環境の変化をしっかりと把握しながら常に見直しを図り最善の方法を模索していくことが重要だと考えている。御意見を踏まえ、しっかりとこれらの事業に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

このほか、当面する行政課題として、産業労働部から「指定管理者に係る令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書について」並びに企業局から「産業団地の整備について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。



## 県土都市整備 委員長報告

委員長 木下博信



県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第96号議案について、「歩行者利便増進道路の指定に当たって、歩道の幅員の目安はあるのか。また、市町村道でも歩道の幅員が広い箇所もあるが、その場合、市町村が指定できるのか」との質疑に対し、「指定に当たっては、十分な幅員の確保が要件となっており、歩行者の交通量が多い道路では3.5メートル以上、その他の道路では車いすがすれ違えるように2メートル以上の確保が要件となっている。また、市町村道の場合は、それぞれの市町村で条例を定めることになっており、それに沿った構造基準が適用される」との答弁がありました。

次に、第101号議案について、「首都高速道路の料金改定について、今回の激変緩和の見直しで年間どれくらいの増収が見込まれるのか。また、大口・多頻度割引の数值はどのような根拠で設定されているのか」との質疑に対し、「今回の料金改定により、料金が上がる利用者と下がる利用者がおおむね同じ割合になり、増収も減収もないと見込んでいる。また、大口・多頻度割引は今回の料金改定による収支バランスを考慮し、債務返済計画に影響を与えない範囲で設定している」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第97号議案について、「屋外広告物に関する点検義務違反の罰則は今後検討するのか。また、既存不適格である屋外広告物はどうに取り扱うのか」との質疑に対し、「点検義務違反の罰則は設けないが、許可を要する屋外広告物が点検されていない場合、許可の更新を受けられ

ない。許可の更新を受けずに当該広告物を放置した場合は、現行の条例第29条第2号で定められている罰則が適用される。また、点検義務化によって、屋外広告物の設置や許可の基準が変わるわけではないので、既存不適格という状態は発生しない」との答弁がありました。

このほか、第100号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案4件について採決いたしましたところ、第96号議案及び第101号議案については多数をもって、第97号議案及び第100号議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、都市整備部から「指定管理者等に係る令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書について」並びに「令和3年度における指定管理者の選定について」、下水道局から「包括的民間委託に係る令和2年度事業実績及び令和3年度事業計画の概要について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 文教 委員長報告

委員長 美田宗亮



文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第88号議案について、「修学旅行のキャンセル料は、どのように積算したのか。また、本年度既に中止や延期をした学校はあるのか。さらに、昨年度のキャンセル料について、何校分で、県はどの程度負担したのか」との質疑に対し、「対象児童生徒全員分について、企画を行った時点で生じるキャ

ンセル料である、修学旅行費用の上限額の5%相当を積算した。また、本年度は4月から6月までに10校が中止し、7校が延期している。なお、昨年度のキャンセル料の県負担額は、延べ101校分、約8,261万円であった」との答弁がありました。

次に、第98号議案について、「公務災害補償における介護補償とはどのようなものか。また、改正点及び改定額の根拠はどうなっているのか」との質疑に対し、「介護補償は、学校医等が公務災害による障害のために、常時又は随時の介護が必要になった場合に支給されるものである。また、今回の改正点は、条例で定める月額上限額及び定額をそれぞれ増額するものである。改定額については、国家公務員災害補償法に規定する補償額と同程度となるよう定めており、上限額は特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給、定額は最低賃金の全国加重平均を参考として定められている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「県立高等学校の歴史教科書採択について」及び「県立学校体育館の避難所としての利用について」質問が行われました。

その中で、「教科書採択について高等学校では法令上の定めがないが、現状、どのように採択しているのか」との質問に対し、「校長の権限と責任において、自校の生徒に最もふさわしい教科書を選定し、各校が選定した教科書を教育委員会で審議して採択している」との答弁がありました。

また、「授業で『従軍慰安婦』という言葉が使用されていることを教育長はどのように考えているのか」との質問に対し、「令和3年4月末、政府として『従軍慰安婦』という言葉を用いることは誤解を招くおそれがあるため、単に『慰安婦』という用語を用いることが適切だ」という閣議決定がなされており、県立高校の生徒に対する歴史の指導においても、この閣議決定を踏まえたリーフレットを作成し、適切に対応する必要があると考えている」との答弁がありました。

また、「平成25年度の本委員会において、教科書選定に当たり、教育長から教科書選定について今ま

で以上にきちんとチェック機能を果たすよう校長を指導していきたいという答弁があったが、その後どのような指導が行われて、改善されてきたのか」との質問に対し、「本委員会からの指摘を受けて、翌年から教育委員と校長との間で、学校ではどのように教科書を選定しているのかなどの意見交換をする場を設けた。また、教育委員が学校を訪問して、校長と意見を交わす機会も増やし、校長がしっかり学校で教科書を選定するよう指導している」との答弁がありました。

次に、「県立学校の防災拠点校37校のうち14校以外は空調電源の整備をしないのか」との質問に対し、「大規模改修の機会をとらえて整備をしていきたい」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、「指定管理者に係る令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書について」並びに「令和3年度における指定管理者の選定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 警察危機管理防災 委員長報告



副委員長 権 守 幸 男

### 〈急施議案〉

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第102号議案のうち危機管理防災部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「まん延防止等重点措置区域内の飲食店に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請や命令を行ったが、現在の状況はどうか。また、今回の補正予算では前回の補正予算と比べて調査期間が1日しか増えていないが、予算額が前回の約2倍となっているのはなぜか」との質疑に対し、「飲食

店の時間短縮要請については、現在約95%の店舗から協力をいただいている。6月18日現在、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく協力要請を20店舗に行い、そのうち同条第3項に基づく命令を8店舗に行っている。また、今回の補正予算の増額理由であるが、6月21日より現在の措置区域である15市町のうち13市町が措置区域外となる。措置区域以外では、時間短縮要請が午後8時から午後9時に変更となるため、閉店状況を確認する時間が1時間遅くなることから、調査員の人件費が増額となったものである」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

~~~~~



### 委員長 内 沼 博 史

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「コロナ禍での特殊詐欺、ドメスティック・バイオレンス（DV）、児童虐待に関する本県の状況と対策について」及び「避難勧告と避難指示を一本化する災害対策基本法改正への対応も含めた本県の水害対策について」質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「コロナ禍で在宅時間が増えることにより、特殊詐欺やDV等が増加することが考えられるが、本県の被害状況はどうか」との質問に対し、「まず、特殊詐欺の令和2年中における認知件数は1,026件で、前年に比べ29.7%の減少となった。その要因は、キャッシュカードをだまし取る『預貯金詐欺』と被害者の隙を見てキャッシュカードを盗み取る『キャッシュカード詐欺盗』の被害が、前年に比べ

54.4%と大幅に減少したことに加え、外出自粛等で現役世代の在宅が増え、家族等による水際防止が増加したことにあると考えている。次に、DVについて、令和2年中の相談件数は5,999件で、前年に比べ16.2%増加し過去最多となった。その要因は、DV事案に関する社会的な関心の高まりにより被害者等から積極的に警察等に相談が寄せられてきたことが背景にあると考えられる。また、令和2年4月の緊急事態宣言以降、全ての月において前年同期と比べ相談受理件数が増加しており、コロナ禍が影響を与えた可能性も否定できない」との答弁がありました。

次に、「避難情報について、住民が適切に理解し、行動することが重要と考えるが、県として今回の避難指示の一本化をどのように周知するのか」との質問に対し、「避難勧告と避難指示が一本化されたことで住民の避難行動が非常に分かりやすくなった。災害対策基本法改正後、県内市町村に対し、今回の改正内容を速やかに通知するとともに、県の『避難情報の判断・伝達マニュアル』という市町村向けのガイドラインを改正し、本年5月中に周知した。さらに、5月26日に市町村との情報伝達訓練を実施し、新たな避難情報の発令について、実際に災害オペレーション支援システムへの入力作業を行い確認した。この際、いくつかの市町で、制度上なくなった避難勧告の誤入力があったため、個別に注意を促し、改めて周知した。県民に対しては、県のホームページに改正内容を掲載するとともに、防災情報メールや防災アプリまいたま、彩の国だよりなどにより、周知を図っていく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、警察本部から「外国人犯罪の現状と対策について」、危機管理防災部から「指定管理者に係る令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書について」の詳細な報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。



## 自然再生・循環社会対策 特別委員長報告

委員長 新井 豪



自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「河川の水質保全の推進について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「県の事業により河川がきれいになり、非常によくなったが、水辺の利用者が増え、大量のごみの発生や利用者のモラルの低下、子供の水難事故などの問題もある。これらの問題について、水辺の魅力発信と併せて、県として啓発を行っていきべきだと考えるがどうか」との質問に対し、「川の保全や川との共生に向けた活動を行っているリバーサポーターズプロジェクトに、今年度から新たに企業や個人が参画する。企業との連携やSNSの活用等を通じて、これまで情報が届きにくかった方にも水辺でのマナーの改善や安全対策に関する情報が伝わるよう発信していきたい。また、水辺での安全対策の講習会を開催している企業もプロジェクトに参画しているため、団体等とのマッチングを行うことで、実施を支援していきたい」との答弁がありました。

次に、「川の国広援団が活動を進めていくためには、過去の取組により河川がどの程度きれいになったのかという結果を知ることが重要である。個別の河川について水質改善の結果を『見える化』をして報告すべきだと考えるがどうか」との質問に対し、「川の国広援団に対しては冊子の配布等で水質について情報提供しているが、各団体が活動する個別の河川について、きめ細かい発信まではできていない。今後は個別の河川における水質の推移を、目で見て

分かりやすいよう地図上に示すなど、川の国広援団の更なる活性化につながる情報発信に努めていきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 地方創生・行財政改革 特別委員長報告

委員長 齊藤 邦明



地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「地方分権改革について」及び「魅力ある地域づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「県から市町村への権限移譲について、令和2年度の移譲事務に係る法律数は全国5位であったとのことだが、事務量増加に対する市町村の懸念や課題をどう捉えているか。また、県としてのバックアップについてはどう考えているか」との質問に対し、「市町村でも行政改革で人員削減が進んでいることや、専門知識を持つ職員が少ないことなど、人員体制に課題があると認識している。県では、分権推進交付金により移譲に係る事務量に応じた人件費を措置するとともに、必要に応じて県職員の派遣や市町村からの実務研修生の受入れ、研修会の実施等のサポートを行っている。市町村に可能な限り事務を受けていただけるよう、問合せにしっかり対応

できる体制づくりも行っていきたい」との答弁がありました。

次に、「埼玉への移住を促す情報発信・相談窓口について、『住むなら埼玉』移住サポートセンターが受けた相談件数が少ない。コロナ禍により移住への関心が高まりを見せている今をチャンスと捉え、しっかり取り組むべきではないか」との質問に対し、「一歩ずつ実績を積み上げているところであるが、移住につなげるために相談件数を増やしていくことは必要だと認識している。まずは少しでも移住に関心がある方を移住サポートセンターへつなげられるようアピールしていきたい。さらに、同センターから市町村へつなぎ、既に移住された方々をネットワーク化して交流していただくなど、きめ細かな対応を行い、埼玉に移住していただけるような取組を進めていきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

## 公社事業対策

### 特別委員長報告

委員長 須賀敬史



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

初めに、今年度の年間テーマ及び審査対象公社について協議し、「公社における改革の取組について」をテーマとして、関連する公社を審査することに決定いたしました。

今回は、「県の公社指導について」並びに年間テーマに係る審査対象公社として、「公益社団法人

埼玉県農林公社」、「埼玉県土地開発公社」及び「公益財団法人埼玉県下水道公社」の審査を行ったところであります。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、公益社団法人埼玉県農林公社について、「農地中間管理事業において、農地面積が小さい等の理由で、農地を預からない事例が過去にあったようだが、現状はどうなっているのか。また、農地を活用することが当事業の趣旨であると考えるが、借り手を探すことに、もっと力を入れるべきではないのか」との質問に対し、「遊休農地等で借り手が見つからない農地については、規程に基づき預かっていない。このような農地以外は、積極的に借入れを行い、担い手を探して貸し付けるよう努めていきたい」との答弁がありました。

次に、埼玉県土地開発公社について、「農業大学校跡地周辺地域南側部分の用地取得の見通しはどうなっているのか」との質問に対し、「令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため集団説明会が行えず、産業労働部と埼玉県土地開発公社の職員で予約制の個別説明会を実施した。また、令和3年6月前半までには、全ての地権者に対して意向確認を行った。今後は、農用地利用計画の変更、いわゆる農振除外の同意書取得に向けた交渉などを進めていきたい」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県下水道公社について、「県内企業の参入拡大にどのように取り組んでいるのか」との質問に対し、「県内企業に発注できるものは、地域要件を設けて可能な限り県内企業に発注している。具体的には昨年度、植栽管理業務を全て県内企業に発注した。管渠の清掃・調査についてもほとんどの業務を県内企業に発注している。また、消防設備や空調設備等に係る委託業務については、県内企業だけでは難しい面もあるが、参入の確保を図ることで、可能な限り県内企業が受注できるように努めている」との答弁がありました。

このほか、公社が管理している県有施設について、活発な論議がなされました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」に

つきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

## 少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告

委員長 白土幸仁



少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」であります。今回は、「障害者の自立支援について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「埼玉県手話言語条例が施行されて以降、どのような手段で広報活動を行っているのか。また、県のホームページで、絵や写真、動画などを活用し、より積極的に手話を紹介するとともに、条例の内容を手話で表現すべきと考えるがどうか」との質問に対し、「彩の国だよりや県のホームページで広報しているほか、リーフレットを作成して市町村や包括連携協定の締結企業などへ配布している。さらに、市町村職員や事業者を対象とした説明会を開催するなど、条例の普及啓発を図っている。手話は言語であるという認識に基づき、今後、県のホームページにおいても手話による表現を検討していきたい」との答弁がありました。

次に、「障害者就労施設の平均工賃月額は今和元年で15,009円である。この工賃では自立や独立が難しいため、工賃の向上が課題だと考えるがどのように取り組んでいるのか」との質問に対し、「障害者就労施設で魅力ある商品が開発できるよう、パッケージデザインなどの専門家の派遣に要する費用に対して補助を行い、商品の開発を支援している。ま

た、同施設からの優先調達を全庁的に進めている。これらの取組により少しでも工賃を向上させ、障害者が生きがいを持って働くことができるよう引き続き取り組んでいく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

## 経済・雇用対策 特別委員長報告

委員長 小川真一郎



経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「埼玉県経済の動向と経済・雇用対策について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「公共事業の契約時と発注時で、木材をはじめとする資材価格の急激な変動があった場合、どのように対応しているのか」との質問に対し、「契約後において特別な要因により資材単価に著しい変動が生じ、一定の要件を満たす場合は、契約を変更するスライド条項の制度がある。こうした制度を活用しながら適正な価格での契約締結に努めていきたい」との答弁がありました。

次に、「新型コロナウイルス感染拡大の中、県内中小企業において人材過剰となるのは想像に難くない。心配されるのは雇用が継続されないということであり、影響を受けるのは病気等のリスクを抱えている方々である。こうした方からの相談にどのよう



な対応をしているのか」との質問に対し、「県では仕事と生活の両立に悩まれている方などからの相談窓口を開設し、相談員が丁寧に対応している。相談者の希望があれば、企業に対して県から働き掛けたり、法的なアドバイスなどを行っている。今後も相談者の希望に沿うよう丁寧に対応していく」との答弁がありました。

次に、「障害者雇用総合サポートセンターにおける障害者の職場定着の取組支援について、コロナ禍においては、具体的にどう取り組んでいるのか」との質問に対し、「同センターでは、企業にジョブコーチやアドバイザーを派遣し、障害者の方が企業へ定着するように取り組んでおり、本年3月31日時点での定着状況は85%である。コロナ禍の取組としては、障害のある従業員に配慮するポイントをまとめたガイドラインを作成し、企業に配布している。また、感染防止情報をまとめたニュースレターや『サポセンだより』を新たに活用して企業に周知している」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

## 危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

委員長 新井一徳



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」であります。今回は、「大規模災害に対する事前の備えについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「自主防災組織の強化について、組織率が上がっているものの、地域の自主防災組織は高齢化が進んでいるようなので、組織を活性化させるために地域の若者や学生を取り込む発信をするべきではないか」との質問に対し、「自主防災組織の約95%は自治会を母体としており、若者や学生の多くはその自治会に加入しておらず、加入したとしても自主防災組織の活動までは至らない。若者や学生に参加してもらえるよう市町村とともに、自治会や自主防災組織の活動内容をPRするなど、働き掛けていきたい」との答弁がありました。

また、「県業務継続計画（BCP）の改正について、非常時優先業務にAからDのランクを付けるとあるが、どのような考え方に基づいているのか」との質問に対し、「発災後直ちに着手すべき業務をAランク、発災後1日以内に着手すべき業務をBランク、発災後3日以内に着手すべき業務をCランク、発災後1週間以内に着手すべき業務をDランクとするよう整理している」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

## 人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告

委員長 武内政文



人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興並びに東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に関する総合的対策」であります。今回は、「教育改革について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を

受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「特別支援学校は教室不足で過密状況が生じているが、児童・生徒数が多い地域の過密解消を図るため、今後どのような対応をしていくのか」との質問に対し、「過密解消の対策としては、今後開校する高校内分校を含め約1,000人の受入規模の拡大を予定している。しかし、それだけでは児童・生徒数のピークを迎える令和9年度までに過密の解消には至らないため、特別支援教育環境整備計画を踏まえ、教育環境の整備や教職員の育成などの対策をしっかりと行っていく」との答弁がありました。

次に、「職業人材の育成において、専門高校の入試倍率の低さは問題である。身に付く能力やそれが生かせる仕事のイメージを明確に示して、多くの受験生に志望してもらえるような魅力ある学校づくりに取り組むべきと考えるがどうか」との質問に対し、「各専門高校は、地元の企業と連携した商品開発などの取組や、企業と同等の設備を使用した実践的な技術の習得など、普通科とは違う様々な取組を行っている。今後も、これらの成果等をしっかり情報発信していく。また、時代に合った最先端の教育など生徒たちの心を掴む教育内容を検討していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興並びに東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 新型コロナウイルス感染症対策 特別委員長報告

委員長 小島 信 昭



新型コロナウイルス感染症対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「新型コ

ロナウイルス感染症対策等に関する件」であります。今回は、「新規陽性者数等の推移」ほか7件について審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「まん延防止等重点措置区域については、感染者の動向、東京都区部との隣接状況や鉄道路線などを総合的に判断して指定しているとのことだが、県民に説明責任を果たす上で、今後、同区域を指定する場合には、隣接する自治体への影響等を踏まえ、基準や根拠となる数値を示すことはできないのか」との質問に対し、「同区域の指定に当たっては、今までどおり感染状況などを総合的に判断して決めていくが、今後は、根拠に基づいた指定についても検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、「今後、県のワクチン集団接種会場が4か所に拡大するが課題は何か」との質問に対し、「ワクチンの確保が一番の課題になると考えている。国からどの会社のワクチンがいつ供給されるのかについて回答がない。ワクチンがモデルナ製なのかファイザー製なのかによって、必要な設備や人員も変わってくる。様々なチャンネルを使いながら情報収集に努め、1日でも早い開設を目指したい」との答弁がありました。

次に、「感染症対策課は、増員されているが長時間の時間外勤務が減らない。この業務がいつまで続くか分からない中で、モチベーションをどう維持し高めるかが重要になる。また、ワークライフバランスにも配慮されておらず、職員のモチベーションを考えると異動時期に関係なく職員を入れ替えながら課の体制の維持を考える時期に来ていると思うがどうか」との質問に対し、「ゴールの見えない中、どのように職員のモチベーションの向上を図り、健康管理を行っていくかは非常に重要である。今まで、業務が増えるに従い職員を増やしてきたが、今後は、業務の状況や新型コロナウイルスの感染者数を見極めながら、職員の意向、健康状況などを踏まえ、定期異動にかかわらず、状況に応じた人事異動も検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、「埼玉県宿泊・自宅療養者支援センターでは、自宅療養者に対して24時間365日体制で見守り

ができる仕組みを整備し、業務については委託するということであるが、委託先の事業者は東京都品川区の会社と聞いている。県内にも福祉関係で、24時間随時対応のサービスを担える事業者があると思うが、部局間連携で県内の事業者を組み合わせ、事業を行う必要があると思うがどうか」との質問に対し、「御指摘のとおり部局間連携を図っていかなければならないと考えている。今回の外部委託であるが、県内の医療機関の協力をいただき、自宅療養者が体調を崩したときに訪問診療を行うことなどを想定している」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「新型コロナウイルス感染症対策等に関する件」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。